

令和2年度 環境修復事業 第205-2分6003号 桑名市源十郎新田事案 支障除去対策事業 低濃度PCB廃棄物（汚泥等）処理業務委託の公告に関する質問への回答（その9）

	質問内容	回答
①	特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証の積替え・保管業務の範囲において、積替え・保管施設を用いて、対象廃棄物を鋼製オープンドラム（200L）からプラスチック製オープンドラム缶またはプラスチック製ペール缶へ荷姿を変更して処理施設へ搬入しても良いか。	本業務では、排出者である三重県として、運搬過程におけるPCB廃棄物の荷姿変更（内容物の詰替え作業）は行わないこととしており、廃棄物処理法に基づく特別管理産業廃棄物収集運搬業許可の範囲としてPCB廃棄物の詰替え作業が認められている場合も、本業務においてこれを実施することはできません。